

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働 (労働基準法第 33 条第 1 項) の手続き (事後の届出) について

事業場の所在地を管轄する各労働基準監督署へ、以下の方法で届出をしてください。
(※) 届出は、本社の所在地を管轄する監督署ではなく、事業場の所在地を管轄する監督署となります。

(1) 届出書類

- ・ 1～4 について、**正副 2 部**を提出してください。
- ・ 正本は監督署がお預かりし、副本は会社控え用として受領印を押印して返戻します。

- 1 非常災害等の理由による労働時間延長、休日労働許可申請書・届 (様式第 6 号)
- 2 災害その他避けることができない事由に該当するかどうか判断に資する資料
(例) 除雪作業に関する申請・届出の場合、国または地方自治体と事業場の間で締結された除雪作業委託契約書の写し等
- 3 ①時間外労働を行った期間 (日数)、②時間外労働を行った労働者の実人数、③各日の時間外労働時間数、④時間外労働を行った労働者の各日の人数、が分かる資料
- 4 ①休日労働を行った労働者の実人数、②休日労働を行った労働者の各日の人数、が分かる資料

(※) 福井労働局ホームページに、「様式第 6 号」及び「3・4 の作成例 (参考資料)」を掲載しています。

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働について
(労働基準法第 33 条第 1 項)



(郵送で届け出る場合)

- ・ 1～4 に加えて、以下の 2 点を添えて、提出してください。

- ・ **返送用の切手及び封筒** (封筒に切手を貼り付け、返送先を記入してください。)
- ・ **送付状** (内容物と数量について適切に確認するため、ご協力ください。)

- ・ 個人情報漏洩防止 (郵便事故防止) のため、記録付き郵便 (特定記録やレターパック等) の利用にご協力をお願い申し上げます。
- ・ 提出いただいた内容等に問題がなければ、**監督署へ到着した日付で受理**いたします。

(2) 届出時の留意事項

- ・ 窓口への持参、郵送による届出のほか、電子申請 (e-gov) もご利用いただけます。
- ・ 届出内容によっては、正副 2 部を一旦お預かりし、**許可基準** (裏面 (3) 参照) に該当するかどうか調査を行う場合があります。
- ・ また、事案の内容に応じて、追加資料の提出等をお願いする場合があります。

(裏面へ)

(3) 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準について

- ・ 次の基準に照らして判断します。

令和元年 6 月 7 日基発 0607 第 1 号「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について」(抜粋)

労基法第 33 条第 1 項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、その許可又は事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

- (1) 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
- (2) 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の**人命又は公益を保護するための必要は認める**こと。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等の**ライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応**、大規模なリコール対応は含まれること。
- (3) 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。
- (4) 上記(2)及び(3)の基準については、**他の事業場からの協力要請に応じる場合**においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

令和元年 6 月 7 日付け基監発 0607 第 1 号「災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の解釈に当たっての留意点について」(概要)

- 1 許可基準による許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。
具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれる。
- 2 許可基準(2)の「雪害」については、**道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合**が該当する。
具体的には、例えば、**安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合。**
- 3 許可基準(2)の「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれる。
- 4 許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列举ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合」となることもあり得る。
例えば、許可基準(4)の「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について、国や地方公共団体からの要請も含まれる。そのため、例えば、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務は対象となる。

労働基準監督署

福井労働基準監督署	〒910-0842	福井市開発 1 丁目 121 番地 5	(0776-54-6167)
敦賀労働基準監督署	〒914-0055	敦賀市鉄輪町 1 丁目 7 番 3 号	(0770-22-0745)
武生労働基準監督署	〒915-0814	越前市中央 1 丁目 6 番 4 号	(0778-23-1440)
大野労働基準監督署	〒912-0052	大野市弥生町 1 番 31 号	(0779-66-3838)